

議案第24号

世田谷区立公園条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和4年2月21日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区立下馬五丁目^{こう}庚申公園ほか3区立公園を設置するとともに、公園
に係る使用料及び占用料の額を改定する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立公園条例の一部を改正する条例

世田谷区立公園条例（昭和33年4月世田谷区条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部(1)の款世田谷区立下馬中央公園の項の次に次のように加える。

世田谷区立下馬五丁目 ^{こう} 庚申公園	東京都世田谷区下馬五丁目25番1号
-------------------------------	-------------------

別表第1の1の部(4)の款世田谷区立喜多見河原公園の項の次に次のように加える。

世田谷区立喜多見どんぐりの木公園	東京都世田谷区喜多見九丁目11番2号
------------------	--------------------

別表第1の1の部(4)の款世田谷区立祖師谷三丁目北公園の項の次に次のように加える。

世田谷区立祖師谷三丁目南みちばた公園	東京都世田谷区祖師谷三丁目6番17号
--------------------	--------------------

別表第1の3の部(5)の款に次のように加える。

世田谷区立南烏山二丁目みんなの ^に わ緑地	東京都世田谷区南烏山二丁目1番6号
----------------------------------	-------------------

別表第2中「1,546円」を「1,695円」に、「56円」を「61円」に、「70,700円」を「75,100円」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第10条関係）

種	別	単	位	占 用 料
電柱	本柱、支柱又は支線	1本	1月	1,856円
標識		1本	1月	1,100円
水道管、 下水道	外径が40センチメートル未満のもの	1メートル	1月	165円
管及び ガス管	外径が40センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートル	1月	412円
	外径が1メートル以上のもの	1メートル	1月	825円
電線	電線	1メートル	1月	137円
	地下 外径が40センチメ	1メートル	1月	165円

	電線	一メートル未満のもの			
		外径が40センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートル	1月	412円
		外径が1メートル以上のもの	1メートル	1月	825円
鉄塔		1平方メートル	1月	1,375円	
変圧塔及びマンホールの類		1箇所	1月	1,375円	
郵便差出箱及び信書便差出箱		1箇所	1月	550円	
公衆電話所		1箇所	1月	1,375円	
地下の占用物件		1平方メートル	1月	地上露出部分	1,038円
				地下部分	412円
高架の占用物件		1平方メートル	1月	687円	
天体、気象又は土地の観測施設		1平方メートル	1月	1,184円	
写真撮影のための常時占用		撮影機1台	1月	10,800円	
写真撮影のための臨時的な占用	写真撮影	1時間		1,912円	
	映画、テレビ及びビデオの撮影	1時間		16,875円	
その他の占用		1平方メートル	1日	45円	

附 則

- この条例は、令和4年3月31日から施行する。ただし、別表第2及び別表第3の改正規定並びに次項の規定は、同年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の別表第2及び別表第3の規定は、令和4年4月1日以後の使用に係る使用料及び占用に係る占用料について適用し、同日前の使用に係る使用料及び占用に係る占用料については、なお従前の例による。